

## 富士市子育て世帯Uターン支援補助金交付要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市子育て世帯Uターン支援補助金交付要綱（令和6年3月29日告示第48号。以下「要綱」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者の前居住地)

第2条 要綱第3条第1項第2号の再転入をした日の前日まで居住していた県外の市区町村とは、国内の市区町村とし、国外の市区町村は含まない。

(補助対象経費となる自動車の基準等)

第3条 要綱第4条第1項第1号に規定する自動車は、世帯員が日常的に使用する車両であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 自動車車検証において登録されている用途が乗用であって、自家用・事業用の別が自家用である普通乗用自動車、小型乗用自動車又は軽自動車
- (2) 自家用の福祉車両（構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車）

2 自動車購入後の当該世帯における自動車の保有台数は、運転免許を保有する世帯員の数又は2台のいずれか少ない台数以下であること。ただし、買替えによって一時的に保有台数が超過する場合はこの限りではない。

3 自動車購入等に要した費用に含むことができるのは、車両本体価格とする。

(補助対象経費となる普通自動車運転免許の取得のための教習等の範囲)

第4条 要綱第4条第1項第2号に規定する普通自動車免許の取得のための教習等に要した費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 教習所の入所に要する経費
- (2) 教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習に要する経費
- (3) 技能検定等の検定に係る経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助対象経費となる子育てに必要な用品の範囲)

第5条 要綱第4条第1項第4号に規定するその他子育てに必要な用品は、別表第1に掲げる物をいう。

(子育て世帯Uターン計画に係る提出書類)

第6条 要綱第6条第1項第2号に規定する当該子育て世帯と同一の世帯に属していたことを確認

できる書類は、当該世帯全員の住民票の除票とする。ただし、母子健康手帳の交付を受けている妊婦にあつては、母子健康手帳の写し等の転入前に妊娠していたことが確認できる書類とする。

- 2 要綱第6条第1項第4号に規定する申請予定の補助対象経費の内容及び金額等を確認できる書類は、製品カタログ、パンフレット又はその他これらに類する書類とする。ただし、これらの書類において交付申請を予定する金額等が確認できない場合にあつては、あわせて見積書等を提出するものとする。

(交付申請の期限)

第7条 要綱第8条の市長が別に定める日は、交付を受けようとする年度の3月第2金曜日とする。

(交付申請の提出書類)

第8条 要綱第8条第1項第1号に規定する領収書の写しのうち、自動車の購入等に係る領収書の写しは、自動車ローンを申し込んだ場合にあつては、当該ローンの返済額が確認できる書類とする。

- 2 要綱第8条第1項第4号のその他市長が必要と認める書類は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 要綱第4条第1項第1号に掲げる補助対象経費を申請する場合 自動車保有等状況申告書  
(第1号様式)
- (2) 要綱第6条第1項第4号に掲げる補助対象経費を申請する場合 当該用品を専ら子育てのために使用していることを確認できる写真

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

ベビーカー
子ども用ベッド
学習机
子ども乗せ自転車
子ども用自転車シート（後付けタイプ）
子ども用ヘルメット